名北協会相談員日誌 154

こちら"企業の労働110番"です

ふく田社会保険労務士事務所　所長
名北労働基準協会　労働保険部適用促進室長
社会保険労務士　福田博司

業務の効率化へ「労働保険事務組合」の活用を考えてみませんか?

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、労働者35名の金属製品製造業の社長さんでした。20年以上、当協会事業に理解と支援をいただいている会員事業場で、社長様は今年4月から先代より経営を引き継がれたとのことでした。

相談内容は「コロナ禍以降、業績も何とか以前並みに戻ってきたものの、人手不足で困っている。業務の効率化を図り、会社の仕組みも刷新中だが、長年総務関係の業務（人事労務）を一人で担当していた大事な社員が急きょ退職することになった。現在その業務を引継ぐ社員がいない上、今度新たに従業員を採用すると入社手続等も発生する。

また、社会保険の算定基礎届や労働保険の年度更新時期とも重なり、その業務内容の煩雑さに四苦八苦している。相談先がわからなかったが、以前協会さんに労働相談で幾度か助けてもらったことを思い出し、今回も良いアドバイスを頂けるのではと連絡した」とのことでした。

そこで、私からお困りの状況を変えるには労働保険に係る業務を当協会の「労働保険事務組合」、社会保険に関しては、関連団体の「愛知労務管理コンサルティング」に任せるのが一番良いのではと、お答えしました。

■「労働保険事務組合」とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

当協会の労働保険事務組合は、昭和43年の設立以来、迅速・確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場様から事務委託を頂いています。

なお、労働保険事務組合に事務を委託している事業は、全国で約141万5千件（令和3年度）を数えており、これは労働保険の全適用事業数の約41・5%、愛知県では38・7%となっています。多くの中小事業場さんが、労働保険事務組合に事務委託されています。

ご相談の社長様には、労働保険と社会保険の対応に関し以下のように説明しました。

労働保険事務組合として処理できることは、①労働保険料などの申告及び納付に関する事務、②保険成立届、雇用保険適用事業所設置届の提出等に関する事務、③雇用保険の被保険者の資格取得・喪失等の届出に関する事務、④労災保険の特別加入の申請等に関する事務、⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務、以上を説明しました。

また、委託することのメリットは、㋑事業主に代わって事務手続きを行うので、わずらわしい事務の手間が省け、さらに合理化・迅速化・適正化が図られる、㋺労働保険料を分割納付できる、㋩労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができ、経営者のリスク管理上大事な保険である（但し加入できる中小事業主としての企業規模が決まっており、更に労働保険事務組合に事務委託することが必要）、以上のことを委託費用等も含め詳細に説明しました。

■社会保険の手続きは

名北労働基準協会関連団体の社会保険労務士法人「愛知労務管理コンサルティング」に手続き・報告等を任せて頂くことで、社長様ご自身は現状の煩雑な作業から解放され、本業に専念できることをお伝えしました。

電話相談後、ほどなく社長様から労働保険の事務委託及び社会保険関係も随時手続き等を依頼されることになりました。その後社長様から「気をもんだ事務処理も済み、委託して良かった。今後は協会さんの講習に従業員を参加させて、総務関係の人材を育てるよ」との言葉をいただきました。また、社長様と家族従事者も労災特別加入に加入されることになり、当協会の事業場支援の対応体制が活かされることとなりました。

▽　▽

▽（一社）名北労働基準協会労働保険事務組合（☎052―961―0421）、▽愛知労務管理コンサルティング（☎052―961―0763）

※本誌19ページ「私も労災保険特別加入者です」も併せてご覧ください。

イラスト・木村武司